



う え き



平成24年

3 月号

第22号

発行：植木町合併特例区協議会 熊本市植木町岩野 238-1 ☎272-1111

悪い鬼をやっつけろ！



2月3日節分の日、豊田保育園で恒例の豆まきが行われました。園児が元気いっぱいに豆をまき、鬼を外へ追い出しました。

第2回合併特例区協議会

2月9日、協議6件、報告2件、その他について審議しました。

●植木町合併特例区規約の一部変更、植木町文化ホール規則及び植木町田原坂資料館規則の一部改正が提案され、いずれも4月1日からの政令指定都市への移行に伴い、住所地に北区を加える改正案であり、原案どおり同意しました。

●平成24年度合併特例区一般会計予算については、田原坂公園の管理費の増加により、前年比1・5%増の一億百三十三万四千円と決定しました。また、合併特例区交付金については、市議会へ提案されます。



▲協議案件等を審議する様子

部会活動報告

最終案が策定される

部会は1月20日に開催しました。現在検討が進められている集落内開発制度指定区域については、本庁都市計画課が最終案を策定し、2月下旬に植木総合支所で縦覧が行われ、その後3月下旬には熊本市都市計画審議会の審議を経て集落内開発制度指定区域が決定される計画です。

また、合併特例区事業の課題については、現在取り組んでいる21の事業を5つの事務に分類して各事業の検証を行っていくことにしました。

コミュニティ部会



福祉教育部会



植木北中の登校風景

『共育』をキーワードに

前回、植木における青少年問題の現状と課題を山鹿警察署から報告を受け、今回は学校における生徒指導のあり方や学校経営について植木北中皆本校長をお招きして研修いたしました。体育教師として植木の子ども達を率いて全国に輝いた実績を持つ先生の話しには熱く燃えるものがあり強い説得力を感じました。教師は生徒の可能性を求め生徒の心と向きあい、この学校に来てよかった、やってよかった、勤めてよかったと思える学校を目指している。また、学校と保護者が子ども達に寄り添い共に育てる『共育』が生徒指導のキーワードであり、地域の行事にも教師が積極的に参加することで学校の活性化と地域との連帯感も生まれると語られました。今後学校教育を語る尺度としたいと思います。

農村地域の水・環境保全是

平成19年度から始まり平成23年度で終了する、農地・水・環境保全向上対策事業の今後の取組みについて説明を求めました。

同事業は平成24年度から事業名を共同活動事業として継続、交付金は①平成19年度から取り組んでいる地区は75%②平成24年度からの新規地区は100%（ただし、※向上活動事業も取り組む場合は75%）が交付される。

また、平成24年度から追加された※向上活動事業は、施設の長寿命化のため、地区が施行業者と契約し事業を進めることも可能であり、交付金は100%交付される。

事業期間は両事業とも5ヶ年であるとのことでした。

※向上活動事業とは農地周りの水路、農道等の長寿命化のための維持・補修を地域ぐるみで行う活動です。

地域振興部会



総合支所からの お知らせ

「ふれあい収集」の実施について

平成24年度よりごみをごみステーション（収集場所）まで出すことが困難な世帯に対する支援として、ごみを玄関前まで収集に伺う「ふれあい収集」を実施します。対象要件に該当し、「ふれあい収集」を希望する場合は、申請手続きを行ってください。

●対象世帯

- ① 次のいずれかに該当する方のみで構成される世帯で、他の方の協力を得ることが難しく、ごみをごみステーション（収集場所）まで出すことが困難な世帯
- ② 要介護1～5までの方
- ③ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方（肢体不自由又は視覚障害の方のみ）
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ⑤ 療育手帳Aの交付を受けている方

申請及び問い合わせ

市民生活課 生活環境班
☎272-60002

■「指定ごみ袋」の支援について

平成24年度より次の方に一定枚数の燃やすごみ用の指定ごみ袋を支援いたします。対象となるのは、以下の方です。

●対象世帯

- ① 市内に居住する3歳未満の乳幼児を養育する方
- ② 高齢者介護用品支給事業又は重度障害者日常生活用具給付

事業の紙おむつ支給対象の方

- ③ 在宅の生活保護世帯
- ④ 要介護者、障がい者で在宅で紙おむつを常時使用している方（要介護3～5の方、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方で申請された方）
- ⑤ ②と④の要件に重複して該当する場合、重複しての受給はできません。
- ⑥ 重度障害者日常生活用具給付事業のストーマ装具受給の方
- ⑦ 在宅でストーマ装具を使用している方（申請された方）
- ⑧ ⑤と⑥の要件に重複して該当する場合、重複しての受給はできません。
- ⑨ 在宅で腹膜透析を実施している方（申請された方）
- ⑩ 東日本大震災の被災者で、熊本市内に移住してきた方（申請された方）

申請及び問い合わせ

市民生活課 生活環境班
☎272-60002

■平成24年度植木地区ごみ収集力

平成24年度植木地区ごみ収集力レンドーの配付を各自治会を通じてお願いいたします。また、植木総合支所にも備え付けています。（※植木町合併特例区ホームページにも掲載予定です。）
<http://www.ukimachitokureiku.hinokuni-net.jp/gomidashi/index.html>

問い合わせ

市民生活課 生活環境班
☎272-60002

■第15回民謡「田原坂」全国大会参加者募集

開催日 5月12日（土）
開催場所 植木文化センター文化ホール（旧植木町生涯学習センター内）

参加資格 レコード会社と契約したプロ以外の大会目的に賛同される方なら誰でも参加できます。
募集定員 個人の部300名
団体の部10団体（申込先着順）
参加料 少年の部 1,000円
一般の部 2,000円
団体の部 2,000円

申込期間

3月9日（金）まで

主催

民謡「田原坂」全国大会実行委員会

申込及び問い合わせ

植木総合支所総務課 民謡「田原坂」全国大会実行委員会事務局
☎272-11111

■種田山頭火供養祭

日時 3月10日（土） 午前10時30分～

場所

味取観音瑞泉寺
催事内容 供養祭、対談、俳句表彰、絵手紙・押絵・切絵の会展示、植木温泉へ托鉢など

主催

うえき・山頭火の会
後援 味取区、植木温泉観光旅館
組合、植木ライオンズクラブ

問い合わせ

植木・山頭火の会実行委員会
☎272-25002

3月の各種相談

各種相談	相談日	時間	場所
障がい者（児）相談	毎週木曜日	9:00～11:30	植木総合支所1階 市民相談室A
心配ごと相談	毎週木曜日	9:00～12:00	熊本市社会福祉協議会植木支所事務所
女性相談	第2・3・4水曜日	9:00～12:00	植木総合支所1階 市民相談室B
年金相談 *予約制	第4木曜日	10:00～15:00	植木総合支所2階 会議室
行政相談	3月8日（木）	9:30～12:00	植木総合支所1階 市民相談室B
巡回行政相談	3月22日（木）	9:30～12:00	植木公民館 小町もく遊館分館（山東）
		13:30～16:00	植木公民館 植木分館
介護相談	第2・4火曜日	9:00～12:00	植木総合支所1階 市民相談室B

まちのわだい



▲2月6日、植木総合支所で「政令指定都市に関する住民説明会」が開催され、政令指定都市移行に伴う各種手続きなどについて説明がありました。



▲第47回熊本県中学生バスケットボール選手権大会で鹿南中男子が見事優勝し、3月に沖縄県で開かれる九州大会に熊本県代表として出場します。



▲1月23日、総合支所東側の芝生広場からドクターヘリで負傷者が救急搬送されました。ドクターヘリは住民の安全・安心に貢献しています。



▲毎月15日は学校開放日です。皆さん、学校へ足を運びましょう。ー植木小学校6年 総合学習発表会の様子ー



▲1月24日、「熊本市植木町商工会新春講演会」が開催され、硯川眞旬氏の講演会などがありました。



▲1月27日、「植木温泉観光旅館組合新年会」が開催され、幸山市長も来賓として出席されました。

編集後記

春が近いのに寒い日が続く。子どもの頃冬には冬の遊びがあり、メジロ落としや竹馬、コマ廻しや凧あげに夢中だった。60年来の友人である熊本風の会会長曰く「最近の子は小刀の使い方、糸や紐の結び方や使い方が下手だ。手先の器用さが退化している。」と嘆いていた。確かに外で遊ばず物を作らなくなった。「生きる力」の涵養を学習指導要領の中で唱えているが、これでよいのかなあ。子どもは外に出て自然に触れ、自然から学ぶことも多い。少々粗野といわれようともワイルドに育てたいものだ。うれしいことに田原校区に私財を投じて「うえき自然塾」なる施設を作り、子ども達と交流されている方がいる。心から敬意を表したい。逞しい植木っ子が必ずや誕生することを夢みて。

安達 俊昭